

## (史料紹介) 羽田野敬雄編『敬雄、鋧胤往復書簡 その他』

田 崎 哲 郎

### 〔解 説〕

文政一〇年（一八二七）七月二日に、羽田野敬雄（三〇歳、門人帳の二七歳は誤り）と鈴木重野（六二歳）が三河国から最初に平田篤胤に入門してから、篤胤の没後を含め三河からの入門者は百名を数える。鈴木は天保四年（一八三三）に亡くなるので、中心になったのは羽田野だった。篤胤生前の三河からの入門者二二名中一二名、没後の門人七八名中三三名、合計四五名が羽田野の紹介による入門である。それは遠江国にも及んでいた。

羽田野は吉田の町の町人達の支援を得て、嘉永元年（一八四八）に神主をしていた吉田在の羽田村の八幡社の自分の神主屋敷内に文庫を設立した。「羽田八幡宮文庫」であり、羽田野文庫とも呼ばれたようだ。平田家からは刊行書の多くが奉納された。明治九年（一八七六）の『蔵書目録』の巻末記載によると「総計 二千五百十五部 一万三百六十九巻」になった由である。

以上のことから平田家と羽田野や三河の門人との手紙のやりとりはしきりに行われていたといえよう。それは拙稿「平田家日記中の三河関連記事」（『愛大史学 第一四号』平成一七年 取）からも窺える。それ故これまで彼らの間の手紙に注意し、活字化をいろいろ試みてきた。

拙編著『三河地方知識人史料』（岩田書院二〇〇三）に、「平田家から東三河への書簡」として二三点を取めた。また「平田家から羽田野敬雄宛書簡（『愛知大学総合郷土研究所紀要 第五十輯』二〇〇五年 取）に二四点を活字にした。

羽田野が明治十五年（一八八二）に八五歳で亡くなり、また最大の援助者だった佐野蓬宇が明治二八年（一八九五）に八七歳で没すると、文庫の維持が困難になった。明治四〇年（一九〇七）に名古屋の川瀬代助に蔵書の多くが譲られ、さらに三浦兼助に渡った。しかし明治四五年に大木聳治らの努力で八七一〇冊が買戻され、豊橋の公共図書館の基礎となった。現在の豊橋市中央図書館にある旧羽田八幡宮文庫本については、郷土史に関心のある人々のボランティアによって、平成二一年（二〇〇九）三月に、『豊橋市中央図書館所蔵 羽田八幡宮文庫旧蔵本目録』が作製され、同館から刊行された。

同目録編纂中に同文庫中の藤井高尚著『三のしるべ』（三冊 文政一二年（一八二九）四月刊）に、平田篤真（鋧胤）の手紙が二点添布されていることが分った。また篤胤が羽田野に「カムナカラ」の神字を送った時に添えた手紙を、「古神道仙法教」の正井勝人氏の配意で知ることを得たので、それを合わせた三点を「平田家から羽田野敬雄への書簡をめぐって」（『愛知大学総合郷土研究所紀要

第五二輯』一九九五年 収)で紹介した。なお「賀茂神社竹尾氏を巡る書簡」(『愛大史学第二十一号』平成二四年 収)に鋏胤から八名郡賀茂村の賀茂大明神主 竹尾能登守重穀宛の平田家入門についての手紙を入れた。ついでに記すと拙著『地方知識人の形成』(名著出版 一九九〇)中の「岡崎地域の国学」の中で、本宿の富田群蔵宛の鋏胤の手紙を二点、柴田兵部宛を一点紹介し、竹尾正胤宛のを一点他から転載してある。

他方三河から平田家宛の手紙類を一六点まとめて、「三河関係平田家宛書簡」として『国立歴史民俗博物館研究報告 第一二二集 平田国学の再検討(一)』(平成一七年)に載せてある。そこには鈴木重野、草鹿砥宣輝、同宣隆のもの各一点に、羽田野のものが手紙二点と色紙一点を加えた一三点が収めてある。その中鋏胤宛のものは、重野の一点と羽田野の二点の三点のみである。これらはすべて同館の所蔵となっている。

平田家と三河の関係をいう時、天保二年(一八三一)四月から六月にかけて、鋏胤が三河を訪問した折の記録は見落せない。平田家の人物に、三河の人々が直接面識を得たことの意義は大きかったようだ。それは「天保二年平田鋏胤『三州行日記』及び人物注釈」として、『国立歴史民俗博物館研究報告 一二八集 平田国学の再検討(二)』(平成一八年)に収録してある。

前期『豊橋市中央図書館所蔵 羽田八幡宮文庫旧蔵本目録』の中の「二〇五三 栄樹園聞見集」(二三九頁)に、「5 敬雄、鋏胤往復書簡 その他」一冊がある。同書を開くと、見開き左頁中央に「栄木園聞見集 (羽田) (印)」と大きく書いてあり、その頁の右端に「平田氏<sup>へ</sup>文通」、「明治 拙詠入」の二行がある。表題の左側には「拙文通 平武遠行挽歌」の他内容小題が記してある。鋏胤書簡は一点のみで「寅五月十一日」付である。羽田野の鋏胤宛書簡の写しは七点を算える。ここに紹介

するのはこの八点である。鋏胤の手紙は明治一一年(一八七八)のものと内容から考えられ、すでに拙編著『三河地方知識人史料』中の「平田家から東三河への書簡」の三五六一七頁に収めてあるが、二三の誤りを正してここにも入れた。

鋏胤生存中の三河の門人については、拙稿「三河国前期平田門人について」(『愛大史学第十五号』平成一八年 収)を、また羽田八幡宮文庫については、拙稿「市民的図書館の先駆——羽田八幡宮文庫をめぐる人々——」(『地方知識人の形成』 収)を参照していたできれば幸いです。

### 〔史料本文〕

(明治十一年五月十一日付平田鋏胤から羽田野栄木君・同平武君宛)

上<sup>署</sup>四大人御碑銘も追<sup>々</sup>御出来之由いかでと奉存候

南朝の御忠臣等追<sup>々</sup>御祭典被爲在何<sup>々</sup>難有御事奉存候<sup>中</sup>署四大人御贈位之事此程出願之催專<sup>々</sup>相聞候夫<sup>付</sup>先人之灵社兼<sup>而</sup>御承知被下候通内<sup>々</sup>邸内<sup>々</sup>取建置候処有志之輩表向出願致度申候<sup>付</sup>先月一日其御筋<sup>へ</sup>願書差出候処當八日蒙 官許以來平田神社<sup>与</sup>相称し尤參詣人勝手次第追<sup>々</sup>拝殿幣殿も取建可申表通<sup>へ</sup>開門も致べく様相成難有仕合奉存候委敷事<sup>へ</sup>追<sup>而</sup>可申上先<sup>々</sup>右之段御安悦可被下候

兼<sup>而</sup>御懇意之御方<sup>々</sup>へ夫<sup>々</sup>御爲知申度候へ共何分行届不申何卒右之趣御序<sup>々</sup>御知らせ被下度奉希候<sup>下</sup>署 刁五月十一日

平田鋏胤

悴も同様申上候

羽田野栄木君

同 平武君

註 平武は五月八日に亡くなっているのでこの書

簡は見てないといえよう。拙稿「史料紹介——『栄樹園詞集』」(『愛知大学総合郷土研究所紀要 第五一輯』二〇〇六 取) 十八頁参照。

(羽田野敬雄から平田鏡胤宛書簡控)

(一)

當一日御差立之尊書同廿日落掌謹<sup>〴</sup>拜見仕候如尊命改曆御慶御同意申納候先以御惣容様方被爲揃益御万悦御超歳乍失敬私方も御同様御同慶至極奉存候扱兼<sup>レ</sup>奉希置候御双君様崑壽二字御併書之儀御見事<sup>ニ</sup>御染筆殊<sup>ニ</sup>二葉御恵投被成下御厚志之至辱奉萬謝候家内一同大悦長<sup>キ</sup>家宝御宝ニと珍藏可仕一統亘敷御礼謝申上候

御境内故翁御社御寄進之義早<sup>レ</sup>同門中<sup>ハ</sup>吹聴候処兎角延引及今日候則別紙目録之通差上候御神納可被下候別紙申上候當地旧神官之活計一統<sup>(カ)</sup>甚<sup>ク</sup>敷殊<sup>ニ</sup>大祿程田地者不殘百姓持多候故悉<sup>ク</sup>百姓<sup>ハ</sup>御下<sup>ケ</sup>相成一同大辟易至極御座候老拙當祠官<sup>ハ</sup>皆無給勤<sup>ニ</sup>相成候間皇学心掛候もの者不殘疲弊<sup>ニ</sup>及拙老方杯<sup>ハ</sup>収納方甚手薄<sup>ニ</sup>相成込<sup>ニ</sup>此体<sup>ニ</sup>持こたへ相成間敷と老後之心痛此事<sup>ニ</sup>候御深察可被下候

右故御寄附之義も何分行届不申申訳も無之次第幾重<sup>ニ</sup>御察免可被下候

註 平田家神社への寄附者への礼文が明治九年三月七日の鏡胤書簡(「平田家から羽田野敬雄宛書簡」五頁)にあるので明治九年のものか。

(二)

一毀誉相伴書<sup>及</sup>宮比神御影御上木相成例之如一<sup>ツ</sup>、御奉納可被下旨奉万謝候殘二<sup>ツ</sup>四<sup>ツ</sup>御代料別紙之通差上候御入手可被下候

先年野之口主拙宅<sup>ハ</sup>被參候節松のふる枝一見<sup>〇</sup>谷宇治之論ノ末<sup>ニ</sup>学統論弁といふものを記され候彼論ノ末<sup>ニ</sup>記されたる一条別紙差上候何卒これハかの末<sup>ハ</sup>御差加<sup>ニ</sup>相成可然かと被存候御勘考可被下候

註 『毀誉相伴書』の刊行は明治八年十一月なので明治九年のものか。国立歴史民俗博物館『明治維新と平田国学』(二〇〇四)七三頁の「平田塾刊本目録」参照。

(三)

老拙事是迄ハ壯健<sup>ニ</sup>杖も目鏡も頼ますと自贊いたし居候処旧正月急頓病<sup>ニ</sup>て夥敷一時<sup>ニ</sup>及吐瀉殊<sup>ニ</sup>水瀉甚敷彼コロリ症共被存一同甚心配仕候処幸<sup>ニ</sup>快氣<sup>ニ</sup>候処先平生体とも可申候へ共是迄とハ一段<sup>ニ</sup>着大<sup>ニ</sup>衰弱加減違<sup>ニ</sup>相成候乍併此分<sup>ニ</sup>而者御心配被下候程之義<sup>ニ</sup>者無之候御安意可被下候

註 (四は明治八年か九年と推測したが、(四)の一年前のものと思われる。

(四)

老拙没後碑文之議者兼<sup>ニ</sup>申上候通亡友草鹿砥宣隆相認呉<sup>(ママ)</sup>られ影字ハ旧藩家老和田氏者五十年來之旧知識殊<sup>ニ</sup>和魂の仁<sup>ニ</sup>候故相願置候処兩君共没故被致候故續文ハ中山氏<sup>ニ</sup>相託影字ハ尊翁<sup>ニ</sup>相願候所旧冬頓病相煩ひ既<sup>ニ</sup>覚束なく存候処幸ひ命<sup>ハ</sup>拾ひ候へ共少く弱り目相覺し<sup>ニ</sup>付つく<sup>ニ</sup>考候所もハや八十<sup>ニ</sup>間近<sup>(ムシ)</sup>候へ共何一<sup>ツ</sup>仕出たる事も無之候を碑文事<sup>ニ</sup>没後の恥辱且<sup>ハ</sup>皇神達へも奉恐入候事<sup>ニ</sup>候間兼<sup>レ</sup>心願仕候四大人遥拝所早急<sup>ニ</sup>取建申度前文申上候次第故何卒野老存命之内<sup>ニ</sup>成就仕度當春試筆<sup>ニ</sup>先者碑文を相認序<sup>(ママ)</sup>碑<sup>ヲ</sup>モ相立申度別紙相認備高覽候何卒無御伏<sup>ニ</sup>蔵御加筆可被下候扱先年之影字といひ當春之崑壽御大字といひ余<sup>リ</sup>あこぎなる御願<sup>ニ</sup>て嘸<sup>ク</sup>こうさく可思召失敬恐恥之至<sup>ニ</sup>候へ共此後者外<sup>ニ</sup>何も相願申間敷是耳ハ御間濟被下急<sup>ニ</sup>御染筆被成下候様呉<sup>レ</sup>奉希上候心中御遠察之上御聞届被下候様何分奉希上候

註 羽田野の七七歳は明治七年、八〇歳は明治一〇年、四大人遥拝所額字了承についての鏡胤書簡は明治九年三月七日付(「平田家から羽田野敬雄宛

書簡』一八六—一八頁)。年次を確定しにくい。明治八年か九年だろうか。

## (五)

山室山御社も川口野呂君達御懇志にて追々御盛大之御模様之由何れ以御同慶至極奉存候老拙も今少々寒氣薄き候ハ、車之のりつめ候而成共拜礼仕度心組候正迂宮御行事録川口氏を被遣候所大小之違ハ有之候へ共凡て神宮に傲奉られ候次第感悦仕候いつれ參詣後委敷可申上候

勇雄正臣之兩英雄共小川町にて堅固に勤学勉強之旨誠以御同慶之至候右に付ても草鹿砥氏其後一向御不通宿所も不相分候由老拙方へも一向不通候乍然當月頃者一度歸郷と申尊承候事御座候

此迄御文庫へ御奉納之御書名書附呉候様被抑下早速取調入御覽候尚又清書仕差上可申呉も文庫之光輝を耀候義奉万謝候

植松か神字弁之弁書矢野氏御撰述青柳氏御上木之旨角田氏を私方之カナノ本末弁妄始急差遣候様被申候間別紙差上候御兩氏へ御示談可被下候乍去弁妄者イセニテ彼本書ヲ写呉候ニテ外類本無之候ハ、御用濟次第早御返却可被下候△

平田老大人御前ニ 羽田野敬雄

註 山室山迂宮は明治八年なので、同年のものか、『三河地方知識人史料』三五四—六頁 鏡胤書簡参照。

## (六)

拝啓

殘暑之砌各君益御壯栄被爲揃奉欣壽候扱愚息不幸之砌者御訪被下奉萬謝候尚忌明之上御礼可申上候

御津神社四大人哥碑造立之節者兼祭主之任被相託候所あやらく悴危篤に付得仕不被致事を飽かす被思召御出席之御衆中より即座に別

幅をものして被相贈尚一宮御宮中も其御催にて贈賜ハリ候間何卒諸君も別幅へ御染筆可被下候御出詠被下忌明迄に間にあひ候様伏奉希上候以上八月

亀井森川安間小野田の諸君へ申す 尚和田君へ安管守長廣兩君へ 間君の 八司君の御通達奉頼上候

此処郵紙有之候に付老拙か真愚心を備高覽候哥者相成申間敷候へ共心中御汲取御憐察可被下候

吾子平武茂雄か五月のやかの日より肋膜 嗽衝とかいふ病をうけて久しく打臥をるをいとあつしくなれば

満とひとハ志連とも親の子を思ふ心のやミハ はるゝ間もなし

おのか身にかへてもと思ふ親心老のやミ路序 春倍なかり介る

九十余日を経て廿八歳といふ壮りなる 齡な連と八月の十日の日尔つひるむなしく な連り介連婆

老本連し此ふた親を捨おきていつちかも以尔 しばしき吾か子ハ

満かりしとさらに思ハ春満かりしといたまた思 はずきのふも介婦も

野邊におくりて

(振り紙)  
八月廿八日 認々亀井君へ  
御禮申し候 泰河

はふりして野邊をはるかに見かへ連婆歸りや 來るとうちまもりつゝ

以かにせんいかにせましともたえつゝなくより 外の葉もなし

されと思直せ婆

さしてゆく道ハまとハしかねてより教さとしゝ 志るへしあ連婆

□(ムシ)老後の愚痴心恥入候御深察奉仰候かし 久 八十一の本け翁

註 悴の死に触れているので、明治十一年のもの。

## (七)

過日悴方へ芳書被下候処老拙者田原正迂宮へ 相頼ま連留主中悴も病中夫故心外之御無音に 相成候御宥恕可被下候田原も六日程掛り歸宅

致候処粹殊之外ノ大病心配仕御書状も仕廻置候<sup>(カ)</sup>此程平快ニ相向候故今日者御頼之品外ニ之も相認候尤當年ハ何か氣落いたし當元朝に

介ふ迄ハ目かねも杖も頼ま年ともの忘連春る身をいかにせん

もの王春連〜せしその果ハ此世王春るゝ志るしならましなど志み多連哥吐出候仕合御頼の物ももハや露命も覚束なし旅路の恥ハかき捨とおし強く書ちらし候御一笑可被下候右ニ付試ニ申上候先年御一新ノ節御町内日待神号を鍋屋実蔵君の御頼ニて別紙認置候所老拙も職を辞し右神号いたつらに箱底ニ有之候を見出し候ニ付申上候當今の御姿ハいかゝかハ不存候へ共若も御入用ニ候ハ、旧氏子の御よしみニ差上申度若思召ニ叶不申候ハ、無御遠慮御かへし可被下候此神号只今見出し候マ、申

上候迄ニ御座候乍憚御親ニ君へも宜敷被仰上可被下候

一東京柳嶋平田翁宅地篤胤翁御霊社も五月八日官許ニ相成平田神社と称し以來參詣人勝手次第追而拝殿幣殿出來表通へ開門ニ相成候様ニ相成大慶之趣平田翁の被申越候御同慶可被下候 一田原兎島三郎殿御神事十一十二十三日と三ヶ日被行大群集之事ニ候廣石御津神社四大人哥碑も官許ニて十八十九兩日実ニ大繁昌之至候也いさい者拝眉を期万ニ可申上候

羽田野榊

註 平田神社官許は明治一一年五月。『明治維新と平田国学』七二頁の「平田国学関係年譜」参照。

(記) 本史料の活字化に當つては、豊橋市中央図書館の許可を得ている。